

# 全国健康保険協会（協会けんぽ）の任意継続被保険者の方の保険料額 （平成23年4月分～）

（長野県）

（単位：円）

標準報酬		報酬月額	健康保険料			
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合	
等級	月額		3月まで	4月から	3月まで	4月から
			9.26%	9.39%	10.76%	10.90%
1	58,000	円以上 ～ 円未満 63,000	5,370円	5,446円	6,240円	6,322円
2	68,000	63,000～73,000	6,296円	6,385円	7,316円	7,412円
3	78,000	73,000～83,000	7,222円	7,324円	8,392円	8,502円
4	88,000	83,000～93,000	8,148円	8,263円	9,468円	9,592円
5	98,000	93,000～101,000	9,074円	9,202円	10,544円	10,682円
6	104,000	101,000～107,000	9,630円	9,765円	11,190円	11,336円
7	110,000	107,000～114,000	10,186円	10,329円	11,836円	11,990円
8	118,000	114,000～122,000	10,926円	11,080円	12,696円	12,862円
9	126,000	122,000～130,000	11,667円	11,831円	13,557円	13,734円
10	134,000	130,000～138,000	12,408円	12,582円	14,418円	14,606円
11	142,000	138,000～146,000	13,149円	13,333円	15,279円	15,478円
12	150,000	146,000～155,000	13,890円	14,085円	16,140円	16,350円
13	160,000	155,000～165,000	14,816円	15,024円	17,216円	17,440円
14	170,000	165,000～175,000	15,742円	15,963円	18,292円	18,530円
15	180,000	175,000～185,000	16,668円	16,902円	19,368円	19,620円
16	190,000	185,000～195,000	17,594円	17,841円	20,444円	20,710円
17	200,000	195,000～210,000	18,520円	18,780円	21,520円	21,800円
18	220,000	210,000～230,000	20,372円	20,658円	23,672円	23,980円
19	240,000	230,000～250,000	22,224円	22,536円	25,824円	26,160円
20	260,000	250,000～270,000	24,076円	24,414円	27,976円	28,340円
21	280,000	270,000～	25,928円	26,292円	30,128円	30,520円

平成23年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、280,000円です。

介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.39%)に介護保険料率(1.51%)が加わります。

健康保険料率のうち、5.77%は加入者の皆様のための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.62%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

## 保険料の納付方法について

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替（毎月1日）することができます。

前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

〔一定期間分〕 6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分  
12ヵ月分：4月分～翌年3月分

～ 保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします ～